

令和6年度第2回川崎市行財政改革推進委員会 議事録

日 時 令和6年7月25日(木) 15時00分 ～ 17時03分

場 所 WEB会議にて開催(事務局:本庁舎2階204会議室)

出席者 委員 伊藤会長、出石委員、内海委員、藏田委員、黒石委員
市 側 鹿島行政改革マネジメント推進室長
猪俣行政改革マネジメント推進室担当部長
窪田行政改革マネジメント推進室担当課長
藤原行政改革マネジメント推進室担当課長
北川行政改革マネジメント推進室担当課長
北村行政改革マネジメント推進室担当課長
加藤行政改革マネジメント推進室担当課長
中村都市政策部企画調整課担当課長
白須公共施設総合調整室担当課長
川又財政局財政部財政課担当課長
峯元行政改革マネジメント推進室担当係長
大槻行政改革マネジメント推進室担当係長
五十嵐行政改革マネジメント推進室担当係長
原田行政改革マネジメント推進室担当係長

議 題 1 (1) 会議の公開について
(2) 川崎市行財政改革第3期プログラム 令和4(2022)・5(2023)年度の取組
結果について
(3) 令和5年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について
(4) 次期行財政改革プログラムについて
2 その他

公開及び非公開の別 議題1(1)～(3)及び議題2公開、議題1(4)非公開

傍聴者 0名

議事

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、皆様、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第2回川崎市行財政改革推進委員会を開催させていただきたいと思います。

私、総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長の窪田でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、事務連絡をさせていただきます。

初めに、本日の議事内容について、録音内容に基づいて議事録を作成させていただき、公開等の手続を進

めさせていただきたいと存じます。

続きまして、資料の確認でございます。本日、Z o o mで共有させていただく資料一式のうち、資料1から7は基本的に前回の会議から継続して使用する資料でございます。なお、資料2、資料6につきましては第1回の委員会の議論等を踏まえ、一部記載を追記、修正させていただいております。また、資料AからEまでは、今回の会議から追加させていただく新規の資料でございます。あらかじめメールなどで送付させていただいておりますので、併せてご覧いただければと存じます。資料の不備等がございましたらお申し出いただければと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

なお、本日は第2回の委員会でございますことから、恐れ入りますが、出席者のご紹介は省略させていただきます。出席者一覧のとおりでございますので、ご確認くださいようお願いいたします。

また、本委員会は原則公開とさせていただいております。議題1で、本日、会議の公開についてお諮りする予定ではございますが、基本、市民の皆様の傍聴やマスコミの方の取材を許可とさせていただきたいと存じます。本日の傍聴、取材に関しましては、現時点では希望はございませんが、この後、もし申出があった場合は、議題1の結果に基づき、公開の議題につきまして入室を許可する形にさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。ここからの進行は、会長にお願いしたいと存じます。伊藤会長、よろしくお願いいたします。

伊藤会長

それでは、次第に従って進めてまいりたいと思います。

初めに、会議の公開についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、資料Aをご覧いただければと思います。画面共有もさせていただいておりますけれども、会議の公開についてでございます。

根拠及び前提のところに記載させていただいておりますとおり、本委員会は、会議の公開に関する条例に基づきまして、原則公開としておりますが、本日の議題（4）「次期行財政改革プログラムについて」は、まだ市内部での協議の過程にある案件でございますことから、この条例の第5条第3号の「公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」、また、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」に該当し得るということで、非公開とさせていただきたいと存じます。

したがいまして、傍聴は議題の4以降は行わないことといたします。

一方で、議事録につきましては従前どおり作成をいたしますし、また、資料の情報公開請求等があった場合につきましては、会長と事務局で協議の上、公開の可否を判断してまいりたいと存じます。事務局からの説明は以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございます。

それでは、事務局から今、説明がございましたとおり、本日の委員会の議題（4）「次期行財政改革プログラムについて」につきましては、非公開として進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

黒石委員

結構です。

伊藤会長

ありがとうございます。それでは、議題（４）につきましては、非公開として進めていきたいと思います。

なお、資料につきましては、事務局と協議の上、資料ごとに公開、非公開の判断をさせていただきます。

次に、「川崎市行財政改革第３期プログラム 令和４・５年度の取組結果について」です。

本議題については、第１回委員会に引き続き、内部評価の状況について審議を行いたいと思いますが、今回は、出石委員からご意見、ご質問をいただいた取組を中心に審議するとともに、審議結果について本委員会から市に示す内容についての審議を行いたいと思います。

まず、前回に引き続き、委員の皆様からご意見、ご質問いただいた取組のうち、主だった項目について、資料２に基づき１件ずつ事務局から説明していただき、その都度１件ずつ委員の皆様にご審議いただく形で進めさせていただきます。案件数は３件を予定していますので、よろしくお願いいたします。

なお、ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

それでは、まず、１件目の案件について事務局から説明をお願いいたします。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

それでは、資料２についてご説明をさせていただきます。

第１回の委員会に引き続きまして、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴した内容をまとめました資料２に基づきまして、本日は出石委員からご意見、ご質問をいただいた取組を中心に３件程度、１件ずつご説明させていただきます、その都度、ご審議いただければと存じます。添付してございます各取組評価シートにつきましても併せてご覧ください。

それでは、資料２の２０ページをご覧ください。

１件目、３（１）２「町内会・自治会による地域課題の解決や地域活性化に向けた取組の推進」でありますが、町内会・自治会活動応援補助金の申請率の増加や、アドバイザー派遣事業による運営ノウハウの向上及び地域における他の主体との連携強化に寄与したものの、成果指標であります町内会・自治会加入率につきましては、目標達成できなかったことから、評価（Check）をＣとしております。

この課題に対しまして、出石委員から①としまして「加入率については、都市部の方が低いなどの傾向があるので、区ごとのデータや、横浜市などの他都市、都区部のデータとの比較・分析をした方がよい」。また、②でありますが「加入率だけでなく、役員のなり手不足・高齢化といった課題もあると思われ、抜本的な対策が必要と考えるが、何か具体の対策を行っているのか」。また、③といたしまして「町内会・自治会組織を包含する地域自治組織の再構築といった抜本的な地域コミュニティ施策を検討してみてもどうか」とのご意見、ご質問を頂戴しております。

頂戴したご意見、ご質問に対する本市の考え方でございますが、まず、他都市等との比較につきましては、公表されている加入率の比較は可能で、要因が分析できれば価値がある情報になるものと認識しておるところでございます。それぞれの地域性の違いですとか、算定方法の違いなどに留意しながらデータを活用する必要があると考えているところでございます。

次に、役員の成り手不足等につきましては、「町内会・自治会アドバイザー派遣事業」による個別の町内会・自治会の抱える課題や悩み事の解決に向けた後押し、また、担い手確保の取組事例を紹介する研修会のほか、行政からの広報物の一括配送や委員就任依頼の集約などの負担軽減に向けた取組を実施しているところ です。

次に、地域コミュニティ施策につきましては、本市のコミュニティ施策の根拠となっております「これか

らのコミュニティ施策の基本的考え方」におきまして、「町内会・自治会同士や様々な主体が連携し、役割や負担を分担して取り組む課題等、様々な手法により課題解決に取り組むための適切な支援のあり方等について検討する」こととしておりまして、この間、ソーシャルデザインセンターが町内会・自治会から相談を受け、SNSでイベントの広報を行うなど他主体との連携が生まれておりますことから、コミュニティ施策の推進に向け、様々な主体との連携による課題解決に向けた支援のあり方を検討してまいります。

以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございました。本改革課題については、先ほどご説明があったとおり、出石委員から事前にご質問いただいておりますので、ご意見等がございましたらお願いいたします。

出石委員

出石です。考え方のお示しありがとうございました。

結局、この問題、川崎市の問題というよりも、どこの自治体でも同じ悩みを抱えているんですね。それで、特に二つ目のところについては、やはり、自治会・町内会はやらされ感で動いているところがあって、このように負担軽減をしていくということは大事なことだと思うんですが、一方で、自治会・町内会を支えるのはリタイアした方々や、あるいは女性になっているケースが多いようです。実際には役員、ほとんどがリタイアした高齢者になっていますよね。その辺りを今後抜本的に考えていかなければいけないような気がしています。したがって、川崎市だけではなくて、近隣の横浜市などといろいろと検討してみるなど従来とは異なる対応をしないと、もっと言えばもう自治会・町内会は要らないという考え方もあるのかもしれないですね。もともと戦前戦中にできてきた制度でもあるわけだし、何か考えないと、ただ形を存続していくだけで本当にいいのだろうかと感じています。

なので、③に挙げたような新しい地域コミュニティを考える必要があるのではないかということを出しているわけですが、一方で、現在の町内会・自治会の役員というのは自分たちに非常にステータスを感じていて、違うような組織をつくろうとすると、まかりならんというふうになっているところも実際にあります。この辺りを含めた、少し視野を広げつつ、長期的に検討をしていくことが必要なのかなという感想です。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。

事務局から何かございますでしょうか。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

いえ、特にございません。貴重なご意見をありがとうございます。所管にも共有したいと思います。

伊藤会長

ありがとうございます。

ほかの委員の方、ご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

黒石委員

黒石から一言だけいいですか。

伊藤会長

お願いいたします。

黒石委員

これ、ジャストインフォメーションですけど、僕が関わっていた某政令市では、市長とここの政策に関する町内会・自治会問題について、行政の公務員のエースを各個々の町内会・自治会にプロットするという試みをして、もう一回自助・共助・公助の在り方を見直す活性化の起爆剤としたという事例がありますので、そういうのもちょっと参考にさせていただけたらと思います。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。

いわゆる地域担当職員という仕組みかなというふうに思います。私も総務省の研究会に以前入っていて、この問題をちょっと扱ったんですけれども、やっぱりデジタル化で、もう少し省力化できるところは省力化するというのが、そういった新たな技術も活用できる部分もあるんじゃないか、全てではないんですけれども、部分もあるのではないかと考えています。

よろしいでしょうか。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

伊藤会長

それでは、2件目の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

次に、資料2の31ページ目の上段をご覧ください。

2件目、4（1）3「適切な人事配置と人材育成、定年引き上げへの対応」でございますが、適切な人事配置や専任職制度の運用により、多様化・増大化する市民ニーズに常に迅速かつ柔軟に対応するための必要な職員の能力や専門的知識の向上に寄与したものの、定年引上げに伴う高齢層職員の持つ知識・経験をさらに活用するための人事配置や、新たな昇任制度による合格者数等について検証し、より効果的な運用を検討する必要がありますことから、評価（Check）をCとしている課題でございます。

この課題に対しまして、出石委員から、①といたしまして「定年引き上げの実施に伴い、役職定年制度の特例を実施しているのか」。また、②としまして「管理職が役職定年となって残ることについては、運用によっては人事制度が混乱することが考えられ、高齢層職員の有効な活用に向けた人事配置の在り方には懸念があるが、川崎市の状況は如何か」。また、③といたしまして「近年、国や東京都に転職する自治体職員が少なくない。もとより社会情勢から民間への転職も増加しているものと思われる。人材不足も相まったこのような厳しい環境をどのように考えているか。また、どのように対策を取っているか」とのご質問を頂戴しております。

頂戴したご質問に対する本市の考え方でございますが、まず、役職定年制度の特例につきましては、令和6年4月1日時点におきましては、教育職における校長等において役職定年制度の特例を実施しているところ です。

次に、高齢層職員の有効な活用に向けた人事配置の在り方につきましては、役職定年となった職員につい

て、これまでに培った知識・経験等を活かし、分野横断的な事業調整や知識技術の継承・人材育成等を担う職に配置しているところをございまして、今後につきましては、アンケート調査などにより配置状況等を検証し、高齢層職員の更なる有効活用に向けて検討してまいります。

次に、人材確保につきましては、技術系職種をはじめ大変な危機感を持っているところをございまして、これまでも採用試験を複数回実施することなど行ってきたところをございしますが、令和6年度より、技術系職種につきまして、これまでの試験に加え、新たにSPIを導入し、6月中旬に合格時期を早めた先行枠試験を実施したところです。

以上をございます。

伊藤会長

ありがとうございます。本改革課題についても出石委員から事前にご質問等をいただいておりますので、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

出石委員

この点もいろいろな自治体が同様な課題を抱えていますよね。それで、役職定年の特例については、川崎の場合には教育職、退職校長の継続任用ですよね。教員不足で他の自治体でもやっていますが、結構一般行政職でもこの特例を使っているんですよね。神奈川県や相模原市も役職定年の延長というか、特例でやっています。あまりいいことではないと私は思っていて、川崎は、そういう意味では一般行政職では特例対応は行っていないでいいですかねという確認が1点です。

それから、二つ目については、役職定年で部局長だった方がいきなり係長級などに配属されると、使う側も使われる側も大変難しいというのは規模が小さい自治体ほどあるようですね。その辺り、実態としてどうでしょうか。従来の再任用のときからあった問題ですけれども、この点、実態としてどうですかというのは伺いたいと思います。

それから三つ目は、これは人口減少と同じで人の取り合いになるんですよね、パイの奪い合いだから、果たしてSPIを今年度から導入するというのは、実は去年から横浜市がやっているんですよね。なので、結局これは答えのないものですが、魅力ある川崎市、職員像を目指すしかないとなっていて、川崎が取れば他の自治体などが減るわけなので。この辺りは感想ですので、一、二番目についての質問、再質問にお答えいただけるとありがたいです。

伊藤会長

事務局、お願いいたします。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

一つ目につきましては、行政職等につきましては、現在行っておりませんので、それ以上はということをございまして、今後については、まだ分からないところがあるかと思っております。

二つ目をございしますが、今、状況ということをございまして、本市におきましては、管理職であった方が定年退職になられた際に役職定年ということで、基本的には課長補佐という形になるんですけれども、まだ人数としましては、それほど多くはなくて、30名程度というようなところをございまして。また、出石委員からもございましたけれども、もともと再任用のときからあったということはございますけれども、今後、今年から始まった制度でもございますことから、お答えでも書かせていただいておりますが、またアンケート調査等をさせていただきながら見えてくる課題もあろうかと思っておりますので、その辺りを踏まえまして、今後の人事配置の在り方等につきまして検討してまいりたいというふうに考えているところをございます。

以上でございます。

出石委員

分かりました。

伊藤会長

それでは、ほかの委員の方、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

続きまして、3件目の案件について、事務局からご説明をお願いいたします。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

次に、資料2の18ページ、少しお戻りいただきまして、18ページをご覧ください。

最後に3件目でございますが、2(7)10「川崎市立病院経営計画2022-2023」等に基づく経営健全化の推進」でございますが、成果指標の「外来・入院患者満足度」につきましては、コロナ禍で制限されていた面会基準の緩和等により向上を図ったものの、病院によっては目標を達成しなかったこと、また、成果指標の「経常収支比率」につきましては、紹介患者数の増による医業収益の増などにより令和4年度に対し令和5年度は改善したものの、井田病院は目標を達成できなかったことから、評価(Check)をCとさせていただいた課題でございます。

この課題に対しまして、黒石委員から、①といたしまして「指定管理である多摩病院の満足度が低い状況について、原因分析などモニタリングはできているのか」。また、②といたしまして「公立病院は黒字化だけを目標にするのも本末転倒なので、官民入り混じる「地域医療の最適化」に関してどれほどの検討が進んでいるのか」とのご質問を頂戴しております。

頂戴したご質問に対する本市の考え方でございますが、指定管理である多摩病院の患者満足度調査結果につきましては、まず、その分析結果や改善策について院内会議で報告するセルフモニタリングにより患者満足度の改善を図っているほか、病院局が主催する市立多摩病院モニター懇談会や市立病院運営委員会で評価を行っているところです。また、多摩病院の患者満足度調査に関する取組評価シートにおける評価(Check)につきましては、外来分の記載に原因分析や改善策を追記させていただいたところでございます。満足度の計画値達成に向けまして、モニタリングを継続するとともに、分析結果を踏まえまして、改善策の実施などについて多摩病院への働きかけを適宜適切に行ってまいります。

次に、「地域医療の最適化」につきましては、川崎市立病院には、公立病院として地域における役割分担を踏まえ、黒字化だけを目指すのではなく、必要な医療提供体制の確保を図り、不採算医療や政策的医療、高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことが求められており、また、今日の医療は、地域の病院、かかりつけ医、在宅サービス事業者等が機能や役割を分担してシームレスな患者支援を行うことが求められています。そこで、市立3病院は、地域医療連携を担う組織を整備して地域医療支援病院の承認を受け、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医療等への支援を通じて地域医療の確保を図っているところでございます。

以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございます。それでは、本改革課題について事前にご意見いただきました黒石委員からご質問をお願いします。

黒石委員

黒石です。

今、ご説明いただいたんですけれども、全体的には、枠組みとしてちゃんとモニタリングして、原因分析までして、働きかけて改善活動していますということだったんですが、具体的にこの多摩病院はどういうところが主な満足度が低い原因だったんでしょうか。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

多摩病院につきましては、主に会計の待ち時間でございまして、昨年度もコロナ5類になりましたけれども、やはり感染防護策の継続ですとか、あるいは、あと外来患者の増などによって会計の待ち時間ということで、そこの辺りが、満足度の低下の一因ではないかというふうに分析しているところでございます。

黒石委員

それについてどういう対策をしていこうということになったんでしょうか。よくある話、よくある課題だと思うんですけれども。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

そちらにつきましては、先ほどありました院内会議等の中でございますけれども、やはり、感染防護と利便性のバランス、そちらの方をちゃんと図っていかなくてはならないであろうということ。また、事務の効率化等、そちらも図りながら、今、時間の短縮に向けた検討をしているところでございます。

以上でございます。

黒石委員

サービス業としての、ヘルスケアサービス業として民間の病院はめちゃくちゃこういうのは動きが早いので、ちょっと公立病院でお役人対応になって、ずるずるしないようにと期待します。

2点目の「地域医療の最適化」の話も非常に正しいお役所回答の文章をご説明いただいたんですが、いや、本当にこれ口だけじゃなくて、地域包括連携、かかりつけ医制度の活用、みんな言っているんですけどなかなかうまく機能していないのが全国的な問題なんです。だから川崎市は本気の「地域医療最適化」、地域医療連携について具体的な取組は進んでいるのでしょうかということがちょっと書けない部分でご説明いただきましたかったのですが、いかがでしょうか。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

本市、3病院ございますけれども、川崎や多摩病院もございますけれども、そちらそれぞれ地域医療支援病院に指定されているということで、多摩病院につきましては特に早くからそのような形でやっておるところでございますけれども、すみません、具体の話が、ここでお答えできるものはあまり持っていないところでございますけれども、やはり地域の医療機関からの患者への医療提供ですとか、その他、共同利用等については、研修等も含めてですけれども、実施するというので、今取組を検討して進めているところでございます。すみません、一般的なお答えになってしまって申し訳ございません。

黒石委員

一般論だけに終わらないように、こういう取組についてもやっぱり効果測定も含めてどう評価していくかというのもモニタリングする側はちゃんと設定、設計しないといけないですし、こういう一般論だけで、ずるずるしないように、というマネジメントを期待します。

以上です。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

ありがとうございます。所管の方にいただいたご意見を伝えてまいります。

伊藤会長

ありがとうございます。

本件について、ほかにご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局が選出した案件は以上とのことですけれども、各委員の皆様からその他の個別の取組について何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

出石委員

はい。

伊藤会長

出石委員、お願いします。

出石委員

1の(1)の1です。「地方分権改革の更なる推進」なんですけれども、出してもらった方がいいのかな、出さなくても構わないですけれども、一番最初です。

これについては、行革がよく分からないですけれど、課題としては挙がっていて、もう今、地方分権も記載のとおり提案募集方式しかやっていないんですよ。それで、あと、川崎市としては、横浜市などと一緒にやっている特別市、特別市はそれはそれで取り組めば、これはもう大きな改革ではあるんだけれども、なかなかそうはいっても進まないだろうと思うんですね。

というか地方分権を受ける側というか、国がずっと縛ってきているものが、2000年からずっと動いてきている。ある先生に言わせれば「遅々として進んでいる」という言い方をしますよね。「遅々として進んでいる」と。なんだけど、このままいったら、多分地方分権はもう終わると思いますね。仕事創生とか、デジ田なんて言い方で、国が自治体を逆に縛っている状態になっていて。これ、先駆的な川崎市が過去から、昔から先駆的に自治を進めている川崎市などが動いていかないと、これ地方分権は消滅すると私は思っていますが、そういうことについての答えはもちろんもらっていないわけなんですけれども、答えられないのかもしれない。トップの姿勢かもしれませんね。地方分権について市はどう考えていますか。

伊藤会長

事務局の方で何かご解答があればお願いします。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

すみません。特別市の方につきましては、もともと市長からの公約もあったという中で、より市民サービスを効率的にやっていくという中で出てきている話なんですけれども、一方で、やはり、先生がおっしゃるとおり、すぐには進むものではないので、提案募集方式などによって市長会等を使って要望等をしながら、少しずつ権限移譲等を進めていくということをやっているということで、基本、市民サービス等がよりシンプルに効率的になるようにというところからのものですので、そのあたりは引き続きやっていくということ

なんですが、ちょっとその全体感として、どんどん衰退していくかどうか、そこは我々どもにも図りかねるというところでございます。

以上です。

出石委員

多分、なかなか職員では言えない話なのかもしれませんが、特別市が実現しても県の権限が市に移るだけで、結局そこで国に縛られたら同じことですよ。例にも書きましたが、施設・公物の設置維持管理基準については条例に委ねられつつありますけれども、法定許可基準、例えば都市計画法の開発許可の自治体独自の基準などというのは、県だろうが政令市だろうが一般の権限を持った自治体だろうが結局一緒のことで、国が縛っている以上は、特別市になったからといって解決しないですよ。

そういうところを自治体側が放置していると、国は自治体は何も言ってこないことをいいことに多分動かないですよ。以前、西尾先生が「足は踏まれている人が痛いと言わなければ踏んでいる人は分からない」と述べられていますが、その考え方自体が今消えつつあるんです、国に物申そうという考え方自体が。だから、熱く言ってしまうけども、トップとかが動いていかないと、特別市に傾注するのはいいけれども、それこそ足元の自治という観点からすると非常に私は危惧しています。この点は答えなくて結構です。

以上です。

伊藤会長

どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、それぞれご意見等いただいております、特にその三つ目、3件目につきましては、総論的な話ではなくて、きちんと中身を盛り込むといえますか、きちんと確認するというようなことでご意見いただいておりますので、所管にもお伝えいただければと思います。

また、「地方分権改革」についても、提案募集方式を含めてご意見があったということでお伝えをいただければと思います。場合によっては、適宜記載内容や評価内容について修正をお願いしたいと思います。

また、3期プログラムにおける期間、残り2年間ということになっておりますけれども、取組を進めるに当たって本日の審議内容を踏まえて、円滑かつ着実な取組をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、次に、前回及び今回の審議を踏まえて取組結果に対する審議結果として、本委員会から市に示す内容について、審議したいと思います。

それでは、事務局から審議結果の案について説明をお願いいたします。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

それでは、引き続きまして、審議結果の案につきまして事務局からご説明させていただきますので、資料Bの1ページをご覧ください。

こちらは、審議結果の通知文案でございます、次のページ以降が本編となっております。

表紙を挟みまして、3ページをご覧ください。全体の構成でございますが、1につきましては、今回の審議対象となった行財政改革第3期プログラムや取組結果の評価手法の概要、2については、評価全般に関する審議結果、3については、個別取組の評価に関する審議結果を記載しております。

なお、この構成は、第2期プログラム総括評価に関する審議結果と同様でございます。

4ページをご覧ください。

1、川崎市行財政改革推進委員会における審議についてでございます。

(1) 審議対象についてでございますが、「川崎市行財政改革第3期プログラム」における215の改革

課題に対して、令和４・５年度の取組結果や各取組に対する内部評価の内容について、適正な評価となっているかをご審議いただいたところです。審議に当たりましては、取組の進捗状況や目標の達成状況、評価の客観性等についてご留意いただいたところでございます。

また、（２）川崎市行財政改革第３期プログラムについてでございますが、前回ご説明いたしました資料１の内容に沿って、本プログラムの目的、計画期間、基本理念等を記載しております。

さらに、下段の方に参りまして、（３）取組結果の評価手法についてにつきましても、前回ご説明いたしました内容に沿って、PDCAサイクルによる進捗管理と取組評価について記載しております。

７月４日及び本日開催の委員会における評価全体に係る審議結果でございますが、次の５ページをご覧ください。

２、評価全般に関する審議結果についてでございます。全体の評価結果としては、一部で活動目標を下回ったものがあるものの、大部分がほぼ目標どおり進捗し、約８割が何らかの形で事務事業等に貢献できていることから、全体としては川崎市総合計画に掲げる政策・施策の推進に一定貢献できたものと認められてしております。

また、「評価（Check）」の「事務事業等への貢献度」の区分における「Ｙ１」「Ｙ２」を合わせた割合が２割未満にとどまることから、所管部署が計画どおりに取組を進めることで、４年間の到達目標に向けて概ね順調に進捗している点についても高く評価することができるとしております。

一方で、本委員会における審議の結果、明らかとなった課題について、事務局の方で２点に分けて整理をさせていただいております。

中段に参りまして、１点目でございますが、取組の進捗管理・課題解決に向けた原因分析等についてでございます。

第３期プログラムにおける計画期間のうち、半分の２年を経過し、取組が概ね順調に進捗しているものの、経営資源の確保の観点から何らかの課題を抱えている改革課題が一定数認められたところです。

２段落目に参りまして、課題があり、効果が限定的であった課題につきましても、社会的背景をはじめとする外的要因など、その要因は様々でございますが、一部の課題におきまして、目標達成に向けた原因分析や改善策の記載が十分でなく、委員会でもご指摘をいただいたところです。

こうしたことから、特に「実施結果（Do）」が目標を下回った課題や成果指標が目標未達であった取組につきましても、到達目標の達成に向けまして原因分析をするとともに、その分析結果を踏まえ課題解決に向けた的確な改善策の検討が必要であること。

また、第３段落目に参りまして、第３期プログラムにおきましては、確保すべき経営資源として、新たに「時間」を位置づけており、スピード感を持った取組を進めることは極めて重要であることから、改善策の策定時期・実施時期などの実行プロセスを明確化し、確実に計画期間内の到達目標達成ができるよう改革の取組を進めること。

４段落目に参りまして、我々事務局においては、これまで以上に各課題の所管部署との密な連携や適時適切なフォローアップ等を行いながら明確な方向性を示すなど、早期の目標達成や効果の発現に向け、しっかりと取組の進捗管理を行うことについて記載をさせていただきました。

６ページをご覧ください。２点目でございますが、デジタル化や官民連携による新たな取組の推進についてでございます。

第３期プログラムにおきましては、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容等を踏まえ、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応するため、「社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築」を取組の柱の一つとして掲げ、「市民サービスのデジタル化の推進」や「市民サービスの向上に向けた民間活用」などを改革項目に位置づけており、２年間の取組において、行政手続のオンライン化や公園施設等へのPFI手法の活用をはじめ、一定の取組進捗が確認できたところでございます。

3段落目に参りまして、一方で、デジタル化の取組におきましては、従来型の手続が併用されており、市民サービス向上の観点からは効果が見られるものの、業務効率化の観点からは必ずしも改善につながっていないという業務改善の観点からの課題が顕在化し、また、一部の官民連携の取組においても、より効果的な取組に向けては工夫の余地が見受けられたところでございます。

4段落目に参りまして、官・民ともに経営資源に限りのある中、行財政改革の取組において、デジタル化や官民連携は重要なファクターであり、生成AIをはじめとしたデジタル技術の発達や企業の技術革新も目覚ましいことから、今後、既存の取組はもとより、さらに幅広い分野での活用・連携が期待されるところでございます。

こうしたことから、官・民の関係性や昨今の社会経済状況の変化を踏まえながら、現在進めている取組をさらに促進させる施策、またPFI等の手法をより効果的に活用するための施策とともに、既存の枠組みにとらわれず、これまでデジタル技術の活用や民間との連携が難しいと考えられてきた改革課題においても、積極的に検討・実施することで更なる課題解決や各事業の見直し等につなげること。

5段落目に参りまして、これらの実施に当たっては、市民の理解が極めて重要でありますことから、さらなる理解促進に向けた取組のほか、スピード感を持った課題解決等が進むよう、必要に応じて個別の取組において市の方向性を定め、広く周知することも肝要であること、

6段落目に参りまして、「川崎市デジタル・トランスフォーメーション推進プラン」や「川崎市民間活用推進方針」と第3期プログラムの連動について非常に重要であることから、我々事務局とデジタル化推進部署等は十分な連携の下、各課題の所管部署に伴走しながら課題解決に至るプロセスをしっかりとマネジメントすることで、更なる経営資源の確保や市民満足度の向上に努めることについて記載をさせていただいております。

次に、個別の取組に関する審議結果でございますが、7ページから30ページまでにまとめてございます。内容につきましては、前回及び今回の審議内容を受けまして、資料2でお示しさせていただいた各委員からのご意見等をベースに作成をさせていただいたものでございます。修正等が必要な場合につきましては、後日、事務局までご連絡を頂戴できればと存じます。

説明は以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいた内容について、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただければと思います。ご意見等がある方は挙手をお願いいたします。

出石委員

では、すみません。1点お聞きします。この内容は会長が全部確認されているということでいいですか。

伊藤会長

まだ完全には確認は取れていません。私もちょっと後ほどご意見を申し上げたいと思います。

出石委員

1か所だけ、(1)の前の三つ上、「高く評価することができる」となっていますが、決して非難をするつもりはないのですが、その後、個別論の各所で、「一方で・・・」としたうえで、課題もあることから次のとおり示すといっていると言及しているので、最初に高く評価しないほうがいいのではないか。「評価することができる」という表記が妥当と私は思いました。

伊藤会長

ありがとうございます。

ちょっと私もここはやや引かかるといいますか、高く評価できるところも当然あるのですが、一般的な評価かなという部分もありますし、ちょっとここについては皆様からのご意見を伺って、また修正をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

確かにそのような感覚はあるので、ここは修正に向けて検討したいと思います。

伊藤会長

ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

ちょっと私から幾つかというか、二つぐらいですか、あるんですけども、一つは、これ文章の何というか、意味がより明確になった方がいいかなと思うのは、下のページで6ページですか。（2）のデジタル化のところの上から三つ目の段落なんですけれども、「一方で、デジタル化の取組においては、従来型の手続が併用されることにより、市民サービスの向上の観点からは効果が認められるものの、業務効率化の観点からは必ずしも改善につながっていない」、これは「従来型の手続が併用されることにより」というのは、「業務効率化の観点からは必ずしも改善につながっていない」という部分にかかるんじゃないかと。ですから、市民サービスの向上の観点から効果が認められるものの、従来型の手続が併用されることによって、業務の効率化の観点からは必ずしも改善につながっていないという意味ではないかと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

そうですね。おっしゃるとおり、そちらの方が意味が通りやすいかなというふうに思います。

伊藤会長

あと、これはちょっとなかなかどういうふうに解釈といいますか、した方がいいか分からないんですけども、官民連携という言葉があるんです。厳密に言うと、官はやっぱ国のことかなという気はして、自治体とその民間の間の連携というときに、官民連携と言っているのかどうかというのはやや気になるところです。ちょっとこだわり過ぎかもしれませんが。かといって公民連携というのも変、あんまり何かしっくりこない感じもするので、ちょっとこの辺の表現、もしほかの文書でこの官民連携という言葉を使っているのであればこれはこれでしょうがないのですけども、ちょっと気になるなというのが個人的な印象です。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

おっしゃるとおり、よく一般的には官民連携とか公民連携と言われることがありまして、文章によって微妙な意味合い、ニュアンスとかは違うのかもしれないのですけども、よく使われているのはこの二つかなというふうには思っております、その中では、我々サイドから一緒に連携していこうという中では官民連携と使われることが多いかなということで、このような表現をさせていただいているところでございます。画面では見られないんですけども、本市のホームページ上では官民連携のページをつくっております、そちらの方との兼ね合いもございまして、官民連携とさせていただければと思います。

以上でございます。

伊藤会長

分かりました。

ほかはいかがでしょうか。

内海委員

よろしいですか。内海です。

伊藤会長

内海委員。

内海委員

資料送ってきていただいて、あまり時間がなかったので十分に読み込めていませんので、詳細な意見を述べることができなくて、今後、お時間をいただきましたらじっくり拝見してまた意見を述べさせていただきたいと思っていますところなんです、今ざっと拝見、ご説明を聞いた中で、今ご指摘があった（２）のデジタル化や官民連携による新たな取組の推進についてというところなんです、このデジタル化の話と官民連携の話を一緒にここで議論してしまっているのかどうかというのが少し疑問に思っています。PFIの話なども非常に今回出てきた私が担当させていただいた公園の件において、非常に重要だったり課題もあったりするところなので、できれば本質的な問題がデジタル化と官民連携というところは一緒だという認識があるのであれば一体的に書いていただいてもいいんですけども、もう少し整理をされてご検討いただければというふうに思っています。

伊藤会長

ありがとうございました。

確かに両者が関係していると言えば関係しているんですけども、必ずしも同じものではないので、混在させて書くことがいいのかどうかというのは、ちょっといろいろ判断があると思います。

事務局、いかがでしょうか。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

そうですね。一緒ではないんですけども、やっぱり新しい技術、デジタル技術とそれを持った企業との連携というところは、事前にお話をさせていただいた中でも出てきたところかと思いますし、これまでに各改革課題の中で、あまりデジタル化とか民間との連携というのは言及されていなかったところにも目を向けて、よりいろんなことを進められるようにというようなことから、ここに一緒に書いてしまっているというところがございまして、中身が混在していて分かりにくいところは、整理を一部してもいいかなと思うんですが、項目としては一体で見たいなというのが事務局としての感覚です。

以上です。

内海委員

新しいものなので一体化させて付け加えたというご説明だったんですけども、これからデジタル化とか官民連携、非常に経営の側面においては重要になってくるのではないかなというふうに思いますので、じゃあどういった点が今後重要になってくるのかということと、それから今上がっている課題にどのような形で関係しているのかというような視点も含めて、改めてご検討いただいて、その上で一体的にここで示した方がより明快であるということであればそれで結構ですし、いま一度ご検討いただければというふうに思います。

よろしくお願いします。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長
承知しました。

伊藤会長
ありがとうございます。
ほかはいかがでしょうか。

藏田委員
よろしいですか。

伊藤会長
お願いします。

藏田委員
すみません。今出ている（２）のところの「また、一部の官民連携の取組においても、集約化や新たな技術をもつ企業との連携など、より効果的な取組に向けては工夫の余地が見受けられたところである」の主語になっている「一部の官民連携の取組においても」というのは、これは何を指しているのでしょうか。
あと、それが「集約化や新たな技術を持つ企業との連携」という、中身が指している内容がちょっとよく分かりにくいというふうに思っておりまして、ちょっと補足いただけるとありがたいです。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長
今回の集約化というところでございますと、藏田委員からのご質問をいただいております指定管理、市民館・図書館のバンドリングでございます。

藏田委員
ああ、これ、バンドリングの話ですね。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長
バンドリング等の話を例に取り上げさせていただいているところでございます。また、新たな技術につきましては、第１回目で地域防災力のところでご審議いただきました先端技術等を持つ企業との連携といったところから取らせていただいているところでございます。

藏田委員
ああ、なるほど。分かりました。であれば、ちょっと何かそのイメージが、今ご説明いただくとよく分かったんですが、何かちょっと補足を書いていた方がいいような気が何となくいたしました。
あともう一つ、この（２）のところのデジタル化と官民連携は非常に重要なテーマだと思うんですが、テーマだということと同時に、行政改革マネジメントにおいて、これらがかなり密接に連携しないとこれから進まないという認識をぜひどこかに記載いただけるといいのかなというふうに、デジタル化と行革と総合計画がそれぞれあって連携しますというよりも、それがもう一体不可分になって進めていかないと実効的な成果は上げられないと思いますので、その辺り少し踏み込んだ表現を補っていただけるとありがたいかなとい

うふうに思います。

以上です。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

検討させていただきます。

伊藤会長

ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

内海委員

すみません。この大きな意見の内容に入るべきことか分からないんですけども、前回検討した中でちょっと気になっていたことがあって、それが若干官民連携に関係するので、一言付け加えさせて、ここに付け加える必要はないと思いますけれども、これをどういうふうに把握されているかというので確認させていただければと思います。

それは、等々力緑地の整備とか、それから富士見公園の整備というのを、今回PFI事業として取り上げられて連携事業として今進められているということだと思んですけども、これは非常に大きなPFIの、Park-PFIという形で進められているところなんですけど、それによって、例えば川崎市のスポーツ協会の管理の業務がなくなってしまって、そして、その協会がかなり収益的に問題、困難な状況に陥っているというようなことが議論されたかと思います。こういった問題というのは、恐らく庁内として、この川崎市スポーツ協会などの地域で公園と関わっている組織が視野に入っていなかったりするがために、そういった状況が起きているという意味では、様々な連携が行われる中で行政の総合性のようなものがより重要なのではないかなということとちょっと前回から気になっておりまして、そういったことを問題・関心として捉えていただきたいなとか、捉えていらっしゃるのかどうかという辺りを改めてちょっと、質問する場所が違ったのかもしれないんですけども、お教えいただければというふうに思っています。

伊藤会長

事務局、お願いいたします。

事務局の方で何かご発言はありますでしょうか、今の内海委員のご意見に対して。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

今なかなか明確なお答えというのが申し上げづらいとか、申し上げられないところがあって、もう一回確認させていただきたいなと思います。

伊藤会長

それでは、ちょっとご検討いただいて、もし何かあれば内海委員にお知らせするという形でお願いできればと思いますけれども、内海委員、よろしいですか。

内海委員

私の認識が誤っているようだったらちょっとご指摘いただければと思うんですけども、いかがですか。

伊藤会長

かなり多分大きな話で、担当の部局の方での判断はどう、判断というか、認識がどうかということを確認しないと多分いけないのかもしれないので、そちらも確認を取ればお願いできればと思いますけれども、事務局、よろしいですか。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

では、こちらの方で少し確認等しながら、内海委員宛てだけでよろしいかということはあると思いますが、こちらの方から確認結果等をご回答させていただきたいと思います。

内海委員

分かりました。では、そのご回答を踏まえて、もしこの辺りにご指摘、この内容の文章にご指摘をするようなことがあればまたご連絡すればいいということでもいいですか。

大槻行政改革マネジメント推進室担当係長

そのような形でお願いいたします。

内海委員

分かりました。お手数を取らせますが、よろしくお願いします。

伊藤会長

ほかはよろしいでしょうか。

いろいろご意見をいただきましたので、原案の修正をお願いしたいと思います。これ事務局の方はよろしいでしょうか。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

ただいまいただいた内容をまとめまして、また事務局の方で検討させていただきまして、後日修正案をメールでお送りさせていただければというふうに思います。それをまたご確認いただいて、最終的に反映状況を会長にご相談させていただいた上で決定させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤会長

それでは、次の議題に入りたいと思います。

次に、令和5年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」についてです。

本議題については、まず第1回委員会に引き続き、法人ごとの評価シートの内容について審議を行いたいと思います。今回は出石委員からご意見等をいただいた案件を中心に行いたいと思います。その後、法人ごとの財務状況等をお示した法人情報シートと、前回の審議を踏まえた取組評価に対する審議結果として、本委員会から市に示す内容について審議をしたいと思います。

初めに、法人ごとの評価指標の内容のうち、出石委員からご意見等をいただいた案件について、資料6に基づき主立った項目について1法人ずつ事務局から説明をしていただきます。その都度、1法人ずつを委員の皆様からご意見、ご質問等をいただければと思います。なお、案件数は2法人分を予定しています。

それでは、1件目、川崎市文化財団について、事務局からご説明をお願いいたします。

五十嵐行政改革マネジメント推進室担当係長

それでは、資料6、事前質問回答の5ページをご覧ください。出石委員から頂戴したご意見等のうち、2法人、2項目についてご説明させていただきます。

まず、項番16、川崎市文化財団の自立性の確保について、こちらは経営健全化に向けた取組でございますが、経常収益は令和4年度より増加したものの、人件費や物価高騰等の影響で経常費用が増加したことにより、一般正味財産額が目標値を下回ったことから、市による達成状況の評価を「C（ラージシー）」としております。この課題に対し、出資法人としての強みを生かした一過性ではない自立性の確保について、どのような構想をお持ちなのか。財団のアイデンティティがなければ民間に委ねることも視野に旧来の常識にとらわれない運営を検討していただきたいとのご意見を頂戴しております。

これに対し、文化財団は、市の協働パートナーとして、文化の専門的な組織としての強みを生かし、多彩な文化芸術事業の実施などとともに、多様な市民の主体的な文化芸術活動を推進するために、文化芸術に係る中間支援の取組を推進することが求められることから、様々な文化団体や事業者等とのつながりをさらに構築し、事業を幅広く展開することがより効果的と考えますので、文化芸術を支える人材育成や、多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組の強化など、専門的な組織としての役割を担い、本市との連携をさらに深めつつ、文化芸術振興を推進するとともに、経費の効率的な執行や事業収益の確保につなげていくとのことでございます。

説明は、以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございます。

本法人についてご意見をいただいた出石委員から何か追加でご意見はございますでしょうか。

出石委員

回答は分かりました。このとおり取組を進めていただきたいというふうに思います。

伊藤会長

ありがとうございます。

ほかの委員の方、何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、2件目、川崎臨港倉庫埠頭について、事務局からご説明をお願いいたします。

五十嵐行政改革マネジメント推進室担当係長

次に、項番17、川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に端を発した世界的な物流の混乱等により、貨物量の多い港湾への貨物の集約化の影響を受けるなど、コンテナ取扱貨物量が減少し、目標値を下回ったことから、市による達成状況の評価を「E（ラジイー）」としております。

この課題に対し、今後のコンテナ取扱貨物量の回復の見通しはあるのか実情を確認したい。また、本事業について当該法人が担うべきものかなどについて、抜本的な検証等を行うことが求められるのではないかとのご意見を頂戴しております。

これに対し、まず、コンテナ取扱貨物量の回復の見通しにつきましては、本年4月から6月の取扱貨物量は、前年同月対比で約20%の伸びとなっているものの、世界情勢の一部悪化に伴い、コンテナ不足等のサプライチェーンが復調しておらず、主要港への貨物の集約化などの動きにより、川崎港は抜港の対象となっている状況でございます。

次に、本事業について当該法人が担うべきものかにつきましては、川崎港におきましては、官民が一体となって構成する「川崎港戦略港湾推進協議会」を中心にポートセールス活動を展開しており、当法人は、本協議会の一部会であるポートセールス部会の一員として事業に携わっております。

また、当法人は、川崎港コンテナターミナルの指定管理者として、コンテナターミナルの管理運営に民間ノウハウや活力を導入し、サービスの向上や経費の節減を図るとともに、本市等と連携した積極的なポートセールスを行うことにより、同コンテナターミナルの活性化を図る役割を担っていることから、評価指標の目標値として、川崎港戦略港湾推進協議会全体の目標である、年間コンテナ取扱貨物増加量1万TEUを掲げておりますが、外的要因が多大に関係しており、目標未達成となっている状況でございますので、引き続き喪失顧客の再獲得等に向けたポートセールス活動を行っていくとのことでございます。

説明は以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございます。

それでは、出石委員、お願いいたします。

出石委員

なかなか外的要因が強いのでそう簡単に行かないというのはよく分かるのですが、その見込みはどうなんでしょうか。見込みといってもなかなか難しいでしょうね。けれども、これがこの法人が成り立っていくためだけの将来、将来というか、見込みがどれだけあるのだろうかということと、例えば横浜港と比較して川崎港の強みというか、港湾の強みというのはどこにあるんでしょうかね。その辺りもちょっと考えがあったら教えてもらいたいです。

伊藤会長

お願いいたします。

五十嵐行政改革マネジメント推進室担当係長

川崎港の強みといたしましては、東扇島というところに冷蔵冷凍倉庫群なるものがございます、そういったところで一定そういった貨物の強みというところは我々としては認識しているというところでございます。それから、今後の貨物量の見込みについては、こういった状況が多大に影響してくるというところで、なかなか見込みは難しいところではあるんですが、川崎港におきましては指定管理者制度を導入しております、この中の一部の業務としてこの会社が一部コンテナターミナルの運営ですとか、あるいはポートセールスというところを担ってございまして、全体といたしましては、先ほどご説明したように、この川崎港の協議会の中で全体としてこのコンテナターミナルをどう運営していくか、目標値を立てて実行しているところでございますので、そういった全体の中でこの法人がどういったところが担っていけるかという部分を含めてこれから検討していかなければいけないのかなというところでございます。

出石委員

そうすると、結局指定管理ではあるということだとか協議会があるから、ある程度市がグリップを握れるということでしょうかね。

五十嵐行政改革マネジメント推進室担当係長

そうですね。この協議会の中に市側の方も参入してございますので、そういった中で全体として目標値等

を定めているという状況でございます。

出石委員

分かりました。

伊藤会長

ほかの委員の方、何かご質問はございますでしょうか。

藏田委員

よろしいですか。

伊藤会長

藏田委員、お願いします。

藏田委員

一つ前の団体の対応と今の未達となんですけれども、実際にこれ未達のままでいいという認識でいるということでもいいんですかね。見通しが立ちづらいのは分かりますけど、その見通しを立てさせるのがマネジメントだと思うのですけれども、外的要因と総合的な協議会と指定管理に任せて検討していきますということとで構わないという行革マネジメントの推進担当課としてはその認識でよろしいんですか、念のため。

五十嵐行政改革マネジメント推進室担当係長

まず、取扱量の目標値につきましては、令和7年度までの目標値といたしまして20万TEUというところを目指してございます。これはこの協議会の中で市も一緒に参画して立てている目標値でございます。そうした中で、この目標値の達成に向けてというところは現状なかなか厳しい部分はあるんですが、一方で、コロナが明けてきて、そういった海外へのポートセールスですとか、そういった活動自体も少しずつではありますが再開しているというところで、引き続き官民一体となってそういった積極的なポートセールスなどを行いながら、目標値はなかなか難しいですけれども、そこに向けて進めていきたいというふうには考えてございます。

藏田委員

もし本気で進めたいということであれば、具体的にどういうスケジュールでどういう目標値、小さな目標を立てて進めていくのかというところが出てきてしかるべきだと思うのですけれども、それはそういうことに向けて頑張っていきたいということではよろしいのでしょうか。

五十嵐行政改革マネジメント推進室担当係長

そうですね。この川崎臨港倉庫のまず目標値としては年間で1万TEUというところを目指してございますので、まずはそこをしっかりと目指していくというのはあるべきだと思います。その中で、具体的に数字を出すというところは委員のおっしゃるとおりであるかと思うんですが、なかなかはじき出す数字がこういった積み上げがあるかというところで少し難しい部分もあるかと思いますが、そういった具体的な数字というところが出せるのかというところは所管と法人との調整かと思うので、そういった具体的な数字もにらみつつではありますけれども、目標値1万TEUの増加に向けて取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

藏田委員

ですので、全体として厳しい状況であるということは認識をしていますので、ただ、だからといってそれに向けてとにかく頑張らしようということだけがマネジメントのしようもないと思って、少なくとも小さな目標であっても、これを最初につかかきとして取組を進めていきますというような重点目標や戦略的な取組といったようなものを新しく打ち出していか、そんなふうな形のちょっと具体的なそのピン留めをしていくことが必要なんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ担当課の方にもしっかりと求めていただければと思います。以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

五十嵐行政改革マネジメント推進室担当係長

ありがとうございます。ご意見承りました。

伊藤会長

今ご意見いただきましたとおり、特に臨港倉庫埠頭については目標達成がなかなか難しいということで、恐らく漫然と目標達成に向けて取り組むというだけでは最終的な成果が得られない可能性というのがあるというご指摘かと思しますので、この点も含めて所管の方にはお伝えいただければと思います。

それでは、続きまして、法人ごとの財務状況等をお示した法人情報シートのうち、事務局から3法人分についてまとめてご説明いただき、委員の皆様にもまとめてご審議をいただく形で進めさせていただきます。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

五十嵐行政改革マネジメント推進室担当係長

次に、資料Cの法人情報シートについてご説明いたしますので、1ページをご覧ください。

1、法人情報シートの概要にありますとおり、法人の財務状況として「損益計算書」または「正味財産増減計算書」と「貸借対照表」から収支と財産の状況が分かる数値を抽出するとともに、「主たる勘定科目の状況」、「本市の財政支出等」と「財務に関する指標」の分析値等を記載しております。

また、本年7月1日現在の役員・職員の状況を記載し、総役員における本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過する場合は、法人の見解を記載することとしておりますが、3分の1を超過する法人は、昨年度に引き続きございません。

次に、2の令和5年度決算の状況にありますとおり、令和5年度につきましては黒字が14法人、赤字が9法人となっており、令和4年度とおおむね同様の状況となっておりますが、収支が悪化している法人も見られることから、その要因分析とともに、事業内容や手法の見直し等も含めた一層の取組が必要と考えております。

なお、法人の形態別における決算状況はそれぞれ記載のとおりとなっておりまして、赤字となった9法人につきましては、資料下段の赤字に記載のとおりでございます。本日は、この9法人のうち3法人における財務状況等をご説明いたします。

4ページをご覧ください。川崎市文化財団についてでございます。

資料上段、正味財産増減計算書にありますとおり、令和5年度の当期一般正味財産増減額はマイナス4,400万円余となっております。

資料下段、法人コメントの現状認識にありますとおり、各施設における入場料収入や施設使用料が増加し、

経常収益は令和4年度より7,800万円の増となったものの、人件費、物価の高騰、円安などの影響を受け、経常費用は令和4年度より1億6,000万円の増となり、当期一般正味財産増減額がマイナスとなったものでございます。

今後につきましては、法人コメントの今後の取組の方向性の2段落目にありますとおり、経費増加の一因は人件費、物価高騰、円安であり、今後もこの傾向は続く可能性が高いと思われますが、引き続き事業の見直しなど、経費の効率的な執行に加え、魅力的な企画の立案などに努めるとともに、様々な媒体による積極的な広報を行うことで収益の確保を図っていくとのことでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。川崎アゼリアについてでございます。

当該法人につきましては、平成26年度から川崎地下街のリニューアルに着手し、それ以降、赤字に転じ、施設の減価償却やリニューアルに伴う借入金の支払利息等により今後も赤字が継続すると見込んでいるものでございまして、令和5年度につきましても、資料上段、損益計算書の経常損益にありますとおり、当期純利益はマイナス1億2,000万円余となっております。

資料下段、法人コメントの現状認識にありますとおり、営業収益は空き区画の防止等に努めながら、アゼリアカードを活用した販促による既存顧客の囲い込みやイベントの積極的な展開を行ったことなどにより、前年度比7,100万円の増となり、営業費用は電気使用の削減や委託業務の仕様の見直し等、経費の削減に努めたことにより2億300万円を削減し、結果として、当期損益はマイナス1億2,400万円ではあるものの、前年度からは改善し、また、中期事業計画を上回る状況となったものでございます。

今後につきましては、法人コメントの今後の取組の方向性にありますとおり、必要に応じた店舗の入替えやアゼリアカード等を活用した新規顧客の取り込み、季節感ある物産・イベント催事の展開等、効果的なプロモーションを行い、空き区画の防止等に努めながら施設の活性化を図ってまいります。また、経費の縮減にも引き続き取り組むことで、中期事業計画に基づく令和7年度までの黒字化に向け、収支の改善、経営の健全化を図っていくとのことでございます。

最後に、10ページをご覧ください。川崎市産業振興財団についてでございます。

資料上段、正味財産増減計算書にありますとおり、令和5年度の当期一般正味財産増減額はマイナス6,900万円余となっております。

資料下段、法人コメントの現状認識にありますとおり、国のプロジェクトであるCOI-NEXT加速予算の獲得等により、経常収益は令和4年度から約2,200万円増加した一方で、市からの借入金10億円を活用し取得したナノ医療イノベーションセンター「iCONM」の建物等固定資産に係る減価償却が当期経常増減額に大きく影響し、また、令和4年度から事業を開始した、ナノ医療イノベーションセンター「iCONM」内のラボ施設をシェアラボとして活用し、ベンチャー企業の成長支援等を行うインキュベーション事業における施設維持管理費用を施設利用料収入により賄えなかったことから、当期一般正味財産増減額はマイナス6,900万円余となったものでございます。

今後につきましては、法人コメントの今後の取組の方向性にありますとおり、iCONM運営事業においては、研究費の獲得や入居負担金の値上げを実行していくことにより収支均衡に取り組み、インキュベーション事業については、入居企業の獲得に向け施設利用のターゲット拡大や広報活動の強化など、新たな取組を推進し、黒字化に向けた収入確保を目指すとのことでございます。

3法人の財務状況等についての説明は以上でございます。

伊藤会長

それでは、今ご説明があった内容について、委員の皆様からご意見をいただければと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

黒石委員、何かご専門の立場からコメントをお願いできませんでしょうか。

黒石委員

ごめんなさい。赤字が出ているんだというのもちゃんとコントロールできている赤字なら全然問題ないと思うんですけど、コントロールできていない赤字は何とか解決しないといけないわけで、どうやって収入を増やすか、どうやってコストを減らすか、もしくはもう抜本的に何か形を変えるか、それのおしりたたきをするというのが皆さんのマネジメントだと思いますので、そういう政策的方向性、それから外部環境の変化含めて、全部何か人件費頑張りますとか、そういうコスト頑張りますとかというのはいいんですけども、そうじゃない、やはりもうちょっと上空の目で皆さんは所管へのおしりたたきをしないといけないのだと思います、一般論ですけども。ちょっと個別の事情をもうちょっとそれぞれの法人の状況を把握してコメントしないといけないのかもしれませんが、すみません。ちょっとまだ読み込めていなくてそこまでちょっと突っ込みができません。ごめんなさい。

伊藤会長

ありがとうございました。すみません、むちゃぶりをして申し訳ありません。

ほかにご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

北川行政改革マネジメント推進室担当課長

事務局ですけども、よろしいですか。

伊藤会長

はい。

北川行政改革マネジメント推進室担当課長

今、黒石委員からいただきました赤字のコントロールの話なんですけれども、今申し上げました三つの法人の赤字についての少し状況というのをお伝えしたいなと思ってございます。

まず、コントロールされている赤字かどうかというところにつきましては、アゼリアにつきましては、昨年の成績、スコアを見ても約5億円、その前の年も5億円弱のやはり赤字が出ていて、こちらの主な要因につきましては、やはりコロナによってお客さんが来られなくなった、またはリニューアル工事をしているところでの減価償却費というところはもうこの間ご説明させていただいているところでございます、その中で、中期経営計画、事業計画を立てて赤字の縮小で黒字化を目指すというような計画を立ててございます。そういう意味では、昨年度、令和4年度、こちらのタイミングまではほぼ同じぐらい計画どおりの赤だったので、令和5年度につきましては、その赤字幅については半分にできているというような状況でございます、今、計画上は令和7年度の単年度黒字を目指すというような状況になってございますので、そういう意味では少しコントロールできているというんでしょうか、見込みを立てた中での赤字、それから黒字に向かっていっているという状況がございます。

一方で、文化財団につきましては、この間、赤字の大きな要因になってしまっているところがミュージンフォニーホールの指定管理業務がメインなんですけれども、この間、こちらの事業につきましてはドル箱というんでしょうか、稼ぎがあるような事業だったので、やはりこの間の物価高ですとか、円安ですか、こういったところで、やはり海外から交響楽団を誘致する中で、やはり思った以上にコストがかかってしまったというのがダイレクトにかかっているというのがございます。そういう意味では、予想外とは申し上げませんが、やはりそういった状況がございますので、今後そういった対応をどこまでそういったところの方たちを活用していくのかということについても、しっかりと行革の方から担当部署の方へは対応を求めているというところでございます。

最後に、産業振興財団でございますけれども、こちらの方についても、やはり昨年に引き続いて7,000万弱ぐらいの赤字になってございます。やはり主なポイントについて、インキュベーション事業、こちらの方は令和4年度から開始したところなんですけれども、やはりそこに、入ってきて入居してくれるというようなところがなかなか見つからないというところでございます。そういう意味では、川崎市としてはこのインキュベーション事業ですとか、スタートアップの事業というところを力を入れているところでございますので、やはりここは行政側というんでしょうか、川崎側からのてこ入れというところも含めて一緒にやっていかなければいけないというところだと認識してございますので、これについてはしっかりと担当部署を含めて、行革の方からも対応をお願いするように伝えているところでございます。

すみません。雑駁ですが以上です。

黒石委員

ありがとうございます。

そうなんです。コントロールできて、分かっている、今後の中期的な視野からそういう方向性でコントロールできているんだったら多少の赤字など黒字などの出っこみへっこみは想定内だということでもいいと思うんですけれども、やっぱりコントロールできていない状況というのはわざわざ外出しにしてやっている主体として、よくあるのが先ほど内海委員からもあった等々力の指定管理がなくなったとか、さっきの文化財団の指定管理についても、そういうので、結局、何というんですか、ずっと与えられた仕事をし続けていて、そのまま普通に外部環境の影響を受けて、こうなりました、こうなりましたという話だけで、やっぱりこれは知恵がなさ過ぎるので、やっぱりあらゆる社会環境、経済環境をやっぱり先読みして、ちゃんとリスクを先読みして、ちゃんと準備しておきましょうねということを、私は隣の政令市のコンプライアンス顧問としてずっと全幹部職員に研修をしているんですけれども、事が起こってからどうだというよりは、やっぱりちょっと先読みしてちゃんと動く。従来型の予算編成の慣習でそんなことできないとかという、そういう閉鎖的な見方じゃなくて、やっぱりそういう見地で促していく。まさにこういう機動的な経営をするために外部団体、出資法人というのがあるのですから、その辺りを建設的なおしりたたきを皆さんからしていただければと思います。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

藏田委員。

藏田委員

インキュベーションのことなんですけれども、力を入れてやっていくということはよく分かったんですが、それは行く末は見えているんですかね。こういうところ、今、既存の事業者さんでは頑張っても入れられないということが明らかになっている中で、市の内部にノウハウがあればいいんですが、なかった場合、どこと組んでとか、どういうスキームでてこ入れをしていくのかということについて、何らか見通しなり、想定のある仮説があるのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

峯元行政改革マネジメント推進室担当係長

ありがとうございます。

実際にこちらの結果を基にしまして、所管課並びに法人とも話をした中で、令和5年度の中ではインキュ

バージョン事業の中で入居者を求めている中で数少ない2者しか入っていなかったという現状がありました。早速これを受けまして、今年度に入って募集できる枠を拡大したりとか、実際にスタートアップ期なので入居できる基準を設けております。それを拡大したことによってもう既に6者に増えてきている状況にあります。先ほども申し上げたように行政とあと財団が一体となって企業に研究開発を進めてもらうための取組ですので、そういった形でやることによって、さらに収益としても黒字になって研究開発が生まれるようなふうに向かっているというふうに確認しております。

説明は以上でございます。

藏田委員

ありがとうございます。そういう形で条件が民間にとって厳しい、窮屈だということが分かっているのであれば、それを緩めて、さらに民間の力を存分に発揮できるようにぜひ取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

峯元行政改革マネジメント推進室担当係長

ありがとうございます。

伊藤会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

今いただいたご意見を踏まえて、所管等も通じて法人に対して経営健全化を図るということをぜひ徹底していただきたいというふうに思います。なお、役職員の状況については、市退職職員等が総役員数の3分の1を超過する法人はゼロということですが、引き続き適切な関与に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に、前回の審議を踏まえ、取組評価に対する審議結果として、本委員会から市に示す内容について、本委員会の意見や市の見解を事務局からご説明いただき、その内容について審議を行いたいと思います。

それでは事務局からご説明をお願いいたします。

五十嵐行政改革マネジメント推進室担当係長

最後に、資料D、審議結果についてご説明いたしますので、3ページの目次をご覧ください。

まず、全体の構成でございますが、1については今回の審議対象となった取組評価等、2については取組全体の評価と審議内容、3については個別の評価に関する審議結果をまとめさせていただいております。

4ページをご覧ください。1の(1)審議対象についてでございますが、第2段落でございますとおり、今回の審議に当たりましては、「連携・活用方針」に基づく2年目の評価となるものであり、評価全般に対し、令和4年度取組評価において新型コロナウイルス感染症からの想定以上の回復状況により変更を行った目標値等を踏まえた取組の進捗状況を確認し、個別の評価については方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行ったことを記載しております。

5ページをご覧ください。2、評価全般に関する審議結果についてでございますが、取組全体の評価といたしましては、前回ご報告した内部評価による総括を踏まえて、本委員会としてその内容を要約したものとなっております。6ページより具体的な審議内容として事務局で整理を行い、記載をさせていただいております。

6 ページをご覧ください。（２）審議内容についてでございます。

まず、ア、目標未達成となった取組の影響につきましては、本委員会の意見として、全般的には目標値の変更後においても着実に取組を進め成果を上げているが、目標未達成で課題のある取組が少ないことのみに着目し総括するのではなく、例えば、目標未達成となった取組の事業規模等によっても市の施策へ与える影響等も異なると考えられることから、こうした視点を踏まえた対応をすることも必要とのご意見でございました。

市の見解といたしましては、「連携・活用方針」に基づく取組評価はこれまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と併せて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的とし実施していることから、目標未達成となった課題のある取組については要因分析的に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、市と法人が緊密に連携し、具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が必要と考えるものでございます。

次に、イ、出資法人の存在意義等につきましては、各法人の個別の評価に関してご審議いただいた際に幾つかの法人で頂戴したご意見となりますが、各法人に共通する課題であることから、当該審議内容として記載しておりまして、本委員会の意見として、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化や、民間活力の更なる推進など、出資法人を取り巻く状況が一層変化している中、改めて市の施策展開なども踏まえた法人の役割や存在意義について整理、検討を行う必要があるとのご意見でございました。

市の見解といたしましては、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」において、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性、効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしております。

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を保ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズを柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところでもあります。令和８年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて現状の課題や状況の変化を踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存在意義等も含めて検討する必要があると考えるものでございます。

なお、市の見解における２段落目の記載につきまして少し補足をさせていただきますと、この間、民間活力の導入により、出資法人が取り組む事業が減少しているという状況が一定あるということは承知している一方で、引き続き行政課題の解決に向け、市と法人が一体となり連携して取り組む必要性についても認識しておりますことからこのような記載としているところでございます。

また、本委員会からのご指摘のとおり、法人の存在意義等につきましては、時代の変化とともに設立目的やミッションに立ち返りつつ確認する必要性も認識しておりますので、令和８年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、ご意見をいただいた法人に限らず、法人の設立目的等も踏まえて検討する必要性を記載させていただいたというところでございます。

最後に８ページ以降、３、個別の評価に対する審議結果についてでございますが、こちらは三つの取組の柱に従い個別の法人の評価項目について本委員会の意見と、それに対する市の見解を整理したものでございます。基本的には事前質問でご意見等を頂戴し、前回と今回で市の見解をご報告させていただき、ご了承をいただいた内容を記載させていただいたものでございます。

審議結果の説明については以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただいた内容について、委員の皆様からご意見等をいただければと思います。ご意見等がある方は挙手をお願いいたします。

黒石委員、お願いします。

黒石委員

ありがとうございます。もうずっと先生方からの議論、先ほどからの議論ですつつながる話だと思うんですが、ちょっと目線を二つぐらい上げてしまうと、これは個人的な意見も含めてですが、こういう出資法人の存在意義をちゃんと見極めて考え直してという言葉がいろいろ出てきていたのですが、究極1法人になってもいいと思うんです。

今、スマートシティなんかの運営体制をどうするかみたいな議論があったり、いろいろ昔、歴史的にはイギリスのサーコ・カンパニー（Serco Group plc）という行政サービス商社があったり、ドイツではもう数え切れないぐらいのシュタットベルケという地域行政サービス公社があるわけです。いろいろな世界ではトライ・アンド・エラーが進んでいて、日本は古き悪き失敗したこの3セクのイメージを引きずっていて、まだ硬直的な運営、運用が続いているんだと思います。もっと弾力的に機動的に人事面での機動性、それからお金の融通の機動性を高めて、行政サービスを機動的に推進する主体としてという意味では、一つ一つ法人を並べ立てて、必要な共同プレーヤーを官民連携でするのは1ホールディングの下にぶら下げる子会社としてあったらいいと思いますので、そういう大きな構造変化の芽みたいなものもあるんだというののもちょっと頭の片隅というか、半分ぐらい置きながら、こういう大きな環境変化、時代変化の中ですから、何十年も前の形をずっと引っ張っているのではなくて、そういう目線もしながら前向きな再編・統合、前向きな、いかにこういう外部出資法人はやっぱ機動的経営をするために、機動的業績をするためにある主体だと思いますので、そういう視点で、存在意義は常々、所管と本当に一体になって考えていくべきだと思います。それを所管と、また縦割りだけじゃなくて、皆さんのような横串を通して見る目、そういうものが絶対に必要だと思います。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。

ちょっと私からもよろしいでしょうか。

今、黒石委員がご指摘になったところ、例えば、具体的には7ページのイの出資法人の存在意義等についての本委員会の意見のところかなと思いますけれども、ちょっとこの表現では、インパクトにやや欠ける部分がもしかしたらあるかもしれないと、今お話を伺っていて、あるいは読んでいました。

新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化というのも、一応ポストコロナにはなっている中で、表現としてどうなのかというのもありますし、民間活力のさらなる推進というのは、これ、一般化していることですので、もう少しドラスチックに情勢かなり変化していて、先ほども個別の法人の財務状況についてのご説明にもあったとおり、いろいろ困難な状況が非常に生まれてきているということも、もう少し強調してもいいのかなと個人的には思っております。

その中で、大胆な見直しということも、もちろん将来的にということも含めてですが、部分的にどう表現するかは別として、入れるというのも一つ考えられるかなというふうに思っております。

ほかにご意見。じゃあ、事務局の方で、よろしく願いいたします。

北川行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。今、委員からいただきました、会長からいただきましたご意見についてですが、例えば本委員会の意見につきましては、今、会長からいただきました、例えばコロナの話、民活の話については、もう少し文言を膨らませてというんでしょうか、今いただいたところにちょっと沿うような

形で、表現を工夫させていただきたいと思っています。

一方、今、黒石委員からいただきました、究極一つの法人でもいいというところについては、ちょっとまだ我々の方でもいろいろと勉強させていただいたりとか、研究させていただくようなところもあるかと思っていますので、ダイレクトに書くのはなかなか難しいとは思っていますけれども、少し大胆なというんでしょうか、そういった検討というのを、検討と言っているのか、研究と言っているのか、ちょっとあれですけれども、その程度で市の見解として触れさせていただければなというふうに考えてございます。

以上です。

黒石委員

今の会長のご意見、全く賛成ですので、ぜひちょっと膨らめて書いていただければと思いますし、今の市の回答の方にもありましたが、ぜひドイツのシュタットベルケについては、やはり研究を進めてほしいと思います。ガバメントとやっぱり、隣にありながら一体となって、どうやって赤字事業、黒字事業をうまく全体マネージをしていきながら、サステナブルで、かつイノベーションを取り込んでいくかということを考えて。もちろんうまくいっていないシュタットベルケもたくさんあるんですけど、すばらしいスマートシティ化に寄与している成功事例もたくさんありますので、そういったものも研究を進めていきつつ、筋のいい、そういう日本版シュタットベルケみたいなものを川崎市で目指していけるような姿、先進的に目指していくようなことができれば、一番望ましいかと思います。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今のご意見等を踏まえて、必要な修正をお願いできればと思います。

北川行政改革マネジメント推進室担当課長

会長、よろしいですか。

伊藤会長

お願いします。

北川行政改革マネジメント推進室担当課長

今、ご意見いただきました内容につきましては、ちょっと事務局の方で、少し修文も含めて対応させていただきたいと思っていますので、また行革プログラムと同様に、一旦、後日になりますけれども、修正案について、委員の皆様の方にメールでお送りさせていただいた上で、その修正案のご意見も含めて、また会長とご相談させていただいて、成案とさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

<以下、非公開議題>

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

すみません、長時間にわたりまして、時間になってしまいましたけれども、ご審議いただきましてありがとうございました。

今回ご審議いただいた内容のうち、3期プログラムの取組結果、それから出資法人の令和5年度の取組評価結果につきましては、来月下旬に市議会に報告する予定としてございます。

また、本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、よりよい内容となるようさらに検討を進めたいと考えております。

そのため、今回いただいたご意見を踏まえた資料の修正等に関しましては、改めて、早々にメールでご確認をお願いしたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

また、今日の資料に関しまして、ご意見、修正等ありましたら、なるべく今月中を目途に事務局までご連絡いただけますと幸いです。

それでは最後に、室長の鹿島の方からご挨拶を申し上げたいと思いますので、お願いします。

鹿島行政改革マネジメント推進室長

皆様、どうもありがとうございました。行政改革マネジメント推進室長の鹿島です。

本当に熱心なご議論、ご意見頂戴しまして、誠にありがとうございました。この間、お願いしてまいりました行財政改革プログラムの中間評価及び出資法人の取組状況評価につきましては、本市の重要な取組であることを十分にご認識いただきまして、大変お忙しい中にあっても、ご意見等を頂戴しまして、改めてお礼を申し上げます。

本日いただきましたご意見踏まえまして、先ほどお話、窪田の方からもありましたけれども、資料、宿題等もございますので、できるだけ速やかに対応しまして、また最終確認等を進めていきたいと考えております。

もう来月には庁内推進本部会議、そして議会報告という段に進む予定でございますので、またお忙しい中、大変恐縮ですけれども、資料のほう届きましたら、ご確認、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、最後の議題にありましたプログラムにつきましては、今後、方針をしっかり固めていくに当たりまして、私ども、改めて勉強し直しまして、またご提案、ご相談させていただきたいと考えておりますので、その点につきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、今年、また猛暑という言葉がぴったりはまるような気候が続いておりますので、何とぞご健康にご留意いただきたいと存じます。

本日、長時間にわたりましてご協力いただきまして、ありがとうございました。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

窪田行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回川崎市行財政改革推進委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。